

## (一社) 日本特殊教育学会年次研究大会における研究発表に関する取扱い規定

### 1. 筆頭発表者の条件

- ①各年度に定める期日において一般社団法人日本特殊教育学会正会員であること。
- ②学会年会費を完納済みであること。
- ③各年度の規定に従い、参加申込、発表論文集原稿投稿、大会参加費・研究発表費を支払うこと。
- ④発表取り消しの場合でも、研究発表費は返却しない。
- ⑤研究発表は筆頭発表者が行う。
- ⑥上記⑤に関して、筆頭発表者がやむを得ず欠席する場合は、大会準備委員会または大会総合受付に連絡し、大会（準備）委員長の承認により連名発表者が代行して発表できるものとする。
- ⑦筆頭発表は各大会において1人1演題に限る。
- ⑧発表がなされなかった場合は発表取り消しとなる。

### 2. 連名発表者の条件

- ①臨時会員（非学会員）も可とする。
- ②複数演題での発表を可とする。
- ③当日やむを得ず大会に参加できない場合でも、大会参加費を支払うこと。
- ④発表取り消し・連名取り消しの場合でも大会参加費は返却しない。

### 3. 海外在住外国人の発表条件

- ①正会員あるいは臨時会員として会費を納入することにより、発表を可とする。
- ②発表原稿及び発表の際の使用言語は、日本語か英語とする。
- ③発表に通訳が必要な場合には、発表者が準備する。

### 4. 同一グループによる連続発表は3演題までとする。

### 5. 研究発表の認定

発表論文集への論文掲載、ポスターあるいは口頭による発表、討論（質疑応答）への参加をもって正式発表と認定する。

### 6. この取扱い規定によりがたい事項は、大会終了後の理事会において審議する。

### 7. 日本特殊教育学会大会における発表論文の情報公開基準

日本特殊教育学会大会における電子化された発表論文は、「特殊教育学研究」掲載論文の情報公開基準に倣い、他機関から情報提供の依頼があった場合には、原則的に公開する。  
なお、当該論文の大会時の発表日から6か月の間は公開しないものとする。

### 附則

1. 本規定は、平成28年2月6日から発効する
2. 本規定の改定は理事会の議決による。
3. 平成28年4月23日一部改訂